

AOI
Group

会計・税
務・法律編

上海便り 2008年2~3月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

【輸出にかかる増値税の還付について】

輸出ならば、還付増値税は「0:ゼロ」では？ 今月も増値税になります。

中国増値税法では「通常の国内販売」においては 17%の増値税が課されることになっていますが、輸出については「0%」税率により増値税が課され、通常の国内販売と同様に売上増値税額からこれにかかる仕入税額を控除して納税する形が基本原則となりますが、「0%」税率ということは仕入増値税がマイナスとなり、その分還付する形となっています。

そして又国内売上については、当期仕入増値税額が売上増値税額を上回る場合には、その超過額は還付されず次期以降の控除額として繰越される事となるというのが、中国増値税法の基本原則になります。

そしてさらに輸出製品の1部については、取扱通達により輸出FOB価格の6%又は4%の不還付率により事実上増値税を負担しなければならなくなっています。即ち、輸出企業にとっては輸出売上額に対し「6%」又は「4%」の増値税を納税しなければならない事となり、輸出相手先からの増値税収入は「0:ゼロ」であるため、納税額はその企業または製品の直接コストとなります。

「輸出型企業の増値税計算方式」

輸出型企業の増値税計算は「一般の生産輸出企業」と「進料加工企業」とでは、「免税輸入原材料仕入」に対する取り扱いで異なったものとなっています。

(来料加工の場合は、免税になります)

- | |
|--|
| ➤ 進料加工企業が、大部分を輸出して、一部を国内売りした場合
納付又は還付額 = 国内売上 (当期仕入増値税総額 * 控除不能増値税額)
* 控除不能増値税額 = (輸出売上額 免税輸入原材料) × (17% - 還付率) |
| ➤ 一般輸出企業が、大部分を輸出して、一部を国内売りした場合
納付又は還付額 = 国内売上 (当期仕入増値税総額 * 控除不能増値税額)
* 控除不能増値税額 = 輸出売上額 × (17% - 還付率) |

上記計算において () の数値がマイナスとなった場合には、これを「0」とみなさず、計

算どおり納付税額に加算するものとします。即ち、マイナスのマイナスはプラスという考え方になります。

なお工場の立地条件(省又市・工業区等)によっては、輸出増値税についての取り扱いが最近の通達どおり運用されておらず、旧来の取り扱いになっている事もありますので地元の税務局等との折衝が重要になります。

(横田 昭夫:記)
中小基盤整備機構
:東京アドバイザー
日本国税理士

Happy **Chinese** new year !